

令和5年（2023年）2月7日  
 熊本県教育庁県立学校教育局  
 学校安全・安心推進課

「元東稜高校生徒いじめ調査委員会」調査報告書の提言に対する教育委員会の  
 対応について

「元東稜高校生徒いじめ調査委員会」調査報告書の提言を13項目に整理。各項目に対する  
 県教育委員会の対応については、以下のとおりです。

- |                               |                |
|-------------------------------|----------------|
| 1 いじめの定義の理解について               |                |
| 2 不登校生徒への支援といじめの認知（調査等含む）について |                |
| 3 トラブル全体の把握について               | 4 資料の記録・保管について |
| 5 該当生徒の特定について                 | 6 重大事態の判断等について |
| 7 学校の調査結果に対する指導・助言について        | 8 相談体制について     |
| 9 相談・支援の時間等の拡充について            | 10 弁護士への相談について |
| 11 調査主体や事務局機能について             | 12 予算措置について    |
| 13 調査の実施体制の整備について             |                |

※令和3年度以前から改善・実施しているものを「継続」、令和4年度で本調査報告書提出以前に  
 改善・実施したものを「新A」、令和4年度で本調査報告書提出以後に改善・実施した（予定を含  
 む）ものを「新B」で表記。

1 いじめの定義の理解について

次の①～⑤に掲げる関係法規等にある、いじめの認知や調査・報告、重大事態への対処等  
 に関する（1）～（6）の各種研修等の実施。次年度以降も継続する。

- |                                     |
|-------------------------------------|
| ①いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号（以下、「法」という。） |
| ②いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日）     |
| ③いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）     |
| ④不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）           |
| ⑤子どもの自殺が起きた時の背景調査の指針（改訂版）           |

（1）管理職研修等（いじめの問題に特化したもの）

これまでも、県立学校長、副校長・教頭向け研修を実施。継続

ア 令和4年5月10日、他県の事例（判例）をもとに、いじめ案件の対応について理解  
 する県立学校長向け研修及び副校長・教頭向け研修を実施。新A

イ 令和4年11月2日、県立学校長会議で本調査報告書及び意見書の内容を共有。新B

ウ 令和4年11月14日、県立学校管理職向け研修を実施（本調査報告書を基に共通理  
 解を図る）。新B

（2）情報集約担当者研修会

令和3年度から、情報集約担当者（令和2年11月の熊本県いじめ防止基本方針の改訂

で位置付けた、いじめ等の組織的な対応を行うための校内のリーダー) 研修会を実施。

**継続**

ア 本年度は、令和4年4月28日に実施。各学校で研修内容を復講するよう指導し、令和5年2月末までに実施状況報告を求めている。**新A**

### (3) 「いじめを許さない学校づくり推進事業」の取組

県教育委員会は本事業の一環として、以下の取組を行ってきた。**継続**

ア 「心のきずなを深める月間(6月)」において、いじめを許さない学校・学級づくりを目指し、県教育委員会で作成したポスター及びチラシを県内すべての学校に配布。**継続**

イ 「心のきずなを深めるシンポジウム(6月)」において、学校におけるいじめ防止等の取組の実践発表や、教職員、教育関係者及び保護者を対象としたいじめ問題に対する意識向上を目指す講演等を実施。学校と家庭、地域及び関係機関が一体となりいじめを許さない学校・学級づくりを推進する気運を高めている。**継続**

### (4) 校内研修の充実

各学校においては、「熊本県いじめ防止基本方針(令和2年11月24日改訂)」、「いじめ防止等リーフレット(いじめ対応セルフチェックシート(教職員用)を含む)」、「いじめの加害児童生徒に対する指導の基本的な考え方」等を活用し、いじめの定義の理解も含め、いじめの問題への適切な対応の在り方を学ぶ校内研修を実施。**継続**

### (5) 悉皆研修における更なる充実

悉皆研修(初任者研修、5年経験者研修、中堅教諭等資質向上研修)等で、いじめの内容を引き続き取り上げる。来年度からはいじめの問題に特化した、実例を用いた研修等の導入を県立教育センターと連携して実施する。**新B**

### (6) その他の取組

教育相談担当者連絡会、情報安全ファシリテーター養成講習会等にいじめに関する内容を盛り込んでいる。**継続**

## **2 不登校生徒への支援といじめの認知(調査等含む)について** (再掲: 1)

1の(1)、(2)、(4)の研修における実践例等を通して、不登校生徒への支援といじめの認知及び基本調査の進め方の詳細について更なる徹底を図る。**継続**

## **3 トラブル全体の把握について** (再掲: 1)

(1) 各種研修等を通して、「いじめ防止等リーフレット(いじめ対応セルフチェックシート(教職員用)を含む)」を活用し、いじめを積極的に認知するよう指導を重ねてきた。今後の研修では、生徒の被害性に着目し、一定期間に被害とされる生徒の周りで発生した複数のトラブル全体に着目しながら、被害及び加害とされる双方の生徒の支援に当たるよう更なる指導の充実を図る。**新B**

(2) 県立学校は心理や福祉等の外部専門家を含めた「学校いじめ防止対策組織」による会議を年3回(学期に1回)実施し、いじめの訴えやいじめの疑いのある事案を取り上げ、初動対応や事実確認等の実質的な評価・改善を具体的に行っている。**継続**

(3) 年に1回実施している「心のアンケート」にて令和4年度から「あなたのクラスには、『いじめをゆるさない』という雰囲気がありますか。」という質問を追加。**新B**

(4) 平成30年度から運用を始めた県立学校に導入している「いじめ匿名連絡サイト（スクールサイン）」を通して、本人や保護者、周囲からの訴えを県教育委員会に伝えることも可能。**継続**

#### **4 資料の記録・保管について** (再掲：1)

平成29年度以降、いじめ等に関する記録の作成や関係生徒への聴き取り結果やアンケート調査結果等の重要な資料の保管について指導を強化してきた。組織として記録の作成や資料の保管については、管理職研修等にて周知しているが、今後も更なる徹底を図る。**継続**

#### **5 該当生徒の特定について**

年2回、「中途退学者及び長期欠席者等の状況調査」を実施している。平成31年度から、長期欠席（不登校）の要因を記載する欄を設け、学校と県教育委員会の情報共有ができるよう、イニシャルによる氏名表記を行い、いじめ等の疑いがある場合は県教育委員会として確認しており、今後も継続する。**継続**

#### **6 重大事態の判断等について** (再掲：1)

国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」や県の「熊本県いじめ防止基本方針」では、『児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。』と明記されており、丁寧に調査等の対応を行うよう指導している。加えて、被害児童生徒や保護者から重大事態としての調査の申し出があった場合は必ず県教育委員会に報告・相談する旨の周知を図る。

**新B**

#### **7 学校の調査結果に対する指導・助言について**

(1) 1に掲げた関係法規等に基づいた調査等が実施されているか、県教育委員会でも、報告様式で本人の欠席日数を記入するなどの変更を検討するとともに報告内容を精査し、指導・助言を行う**新B**

(2) スクールロイヤーによる法的助言を行う体制を整備している。**継続**

#### **8 相談体制について**

(1) 平成31年度より県教育委員会に設置された学校安全・安心推進課では、児童生徒及び保護者からいじめに関する相談を随時受け付けている。また、県立学校に導入している「いじめ匿名連絡サイト（スクールサイン）」を通して、県教育委員会に伝えることも可能。

**継続**

(2) 子どもたちが、自分の悩みや不安を解消するために、相談する機会が増えるよう「相談窓口一覧」を配布しているが、SOSダイヤルの周知も含め、更なる周知を図る。**継続**

#### **9 相談・支援の時間等の拡充について**

(1) すべての県立高等学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、6拠点校にスクールソーシャルワーカーを配置しすべての学校からの要請に応じて派遣する体制を整えている。児童生徒の状況に合わせた支援の在り方に関する相談ができるよう、教職員も相談対象としている。**継続**

(2) 県立学校におけるスクールカウンセラーの活動時間に係る予算は、平成27年度の2、

604時間分から令和4年度は5,046時間分へと、8年間で約2倍の拡充を行った。今後も充実を図る。[継続]

(3) 県立学校におけるスクールソーシャルワーカーの活動時間に係る予算は、平成27年度の5,568時間分から令和4年度は7,500時間分へと、8年間で約1.3倍の拡充を行った。今後も充実を図る。[継続]

(4) 「いじめ問題等緊急支援事業」にて、法律や医療、心理、福祉の専門家を緊急支援員として各学校に派遣する体制を整備している。[継続]

## 10 弁護士への相談について

(1) 令和2年度から「スクールロイヤー活用事業」を開始。希望する学校すべてに弁護士による法律相談の機会を設定している。[継続]

(2) 令和3年度からは、「スクールロイヤーによる法律相談会」も実施。いじめ問題を含め学校の多岐にわたる課題に対して法律相談を実施している。[継続]

(3) 「いじめ問題等緊急支援事業」にて、弁護士6名を緊急支援員として確保している。[継続]

(4) 今後も学校・教職員が、(1)から(3)を十分に活用できる、活用しやすい制度となるよう、継続して工夫・改善を行う。[継続]

## 11 調査主体や事務局機能について

(1) 「熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則」の第3条に則り、学校と保護者の関係性にも着目し、事案に応じて県教育委員会で調査主体を適宜判断している。[継続]

(2) 国の「不登校重大事態に係る調査の指針」等に基づき、個別の不登校重大事態ごとに適切に調査主体を決定していく。[継続]

(3) 事務局機能については、学校が行うべきことと県教育委員会が行うべきことを整理した「重大事態の対処に係る県立学校への支援等要項」や「重大事態の対処に係る県立学校への支援等事務処理要項」を改めて作成する。[新B]

## 12 予算措置について

(1) 内容を精査し、会議室の費用や調査委員の報酬についての検討を進めていく。[新B]

(2) 事務局の教職員の手当について、調査に関する業務については法に定められた所属教職員の業務に位置付けられることから、別途手当の支給は難しいと考えるが、関係職員で業務分担の工夫を行いながら負担を減らすよう進めていく。[継続]

(3) その他諸費用について、内容を精査し、事務局が印刷業務を担当するなどの支援充実を図る。[新B]

## 13 調査の実施体制の整備について

ウェブ会議システム等の利用については積極的に促進する。[新B]